

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、1時間10分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は25問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である（各問に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ方法）。
- 5 マークの記入については、答案用紙の記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分注意すること。
 - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
 - (2) 筆記用具はHBの黒鉛筆または黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。
※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等によるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
 - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しきずを残さないようすること。
 - (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 黒板に記載の注意事項を必ず確認すること。

以上の注意事項及び試験監督員からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

受験番号	氏名

問1 計量法第1条の目的に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

この法律は、計量の（ア）を定め、適正な計量の実施を（イ）し、もって（ウ）に寄与することを目的とする。

- | | (ア) | (イ) | (ウ) |
|---|-----|-----|----------------|
| 1 | 方法 | 確保 | 経済の発展及び文化の向上 |
| 2 | 方法 | 管理 | 経済の発展及び国民生活の向上 |
| 3 | 標準 | 確保 | 産業の発展及び国民生活の向上 |
| 4 | 基準 | 確保 | 経済の発展及び文化の向上 |
| 5 | 基準 | 管理 | 産業の発展及び国民生活の向上 |

問2 計量法第2条の定義等に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 「計量」とは、物象の状態の量を計ることをいう。
- 2 「証明」とは、公私を問わず、有償で一定の事実が真実である旨を表明することをいう。
- 3 「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される全ての計量器のことをいう。
- 4 「標準物質」とは、検定、定期検査に用いる物質であって経済産業省令で定めるものをいう。
- 5 「計量器の校正」とは、その計量器の表示する物象の状態の量と特定計量器の表示する物象の状態の量との差を測定することをいう。

問3 計量法第3条の国際単位系に係る計量単位に関する次の記述の（ア）に入る語句として、正しいものを一つ選べ。

第3条 前条第1項第1号に掲げる物象の状態の量のうち別表第1の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、（ア）その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令で定める。

（ア）

- 1 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた国際規格
- 2 国際標準化機構が定めた国際規格
- 3 メートル条約における取決め
- 4 国際度量衡総会の決議
- 5 国際法定計量委員会の決議

問4 国際単位系に係る計量単位として計量法第3条に規定され、同法別表第1に掲げられている物象の状態の量と計量単位の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

	(物象の状態の量)	(計量単位)
1	長さ	メートル
2	時間	秒 分 時 日
3	電力	ワット時 ワット秒
4	温度	ケルビン度 セルシウス度
5	放射能	シーベルト レム

問5 計量法第10条に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第10条 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の（ア）をするように努めなければならない。

- 2 都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区（以下「特定市町村」という。）の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを（イ）することができる。ただし、第15条第1項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。
- 3 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による（イ）をした場合において、その（イ）を受けた者がこれに従わなかったときは、（ウ）ことができる。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	表記	勧告	必要な措置をとるべきことを命ずる
2	表記	命令	その旨を公表する
3	計量	勧告	事業の停止を命ずる
4	計量	勧告	その旨を公表する
5	計量	命令	事業の停止を命ずる

問6 商品の販売に係る計量に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法第12条第1項の政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、特定商品をその特定物象量を法定計量単位により示して販売するときは、量目公差を超えないように、その特定物象量の計量をしなければならない。
- 2 量目公差は、特定商品の真実の特定物象量が当該商品の表示量を超える場合について、特定商品ごとに政令で定められている。
- 3 計量法第13条第1項の政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に関し密封をするときは、量目公差を超えないよう にその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。
- 4 計量法第13条第1項の政令で定める特定商品以外の特定商品の販売の事業を行う者がその特定商品をその特定物象量に関し密封をし、かつ、その容器又は包装にその特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようにその表記する特定物象量の計量をし、かつ、その表記は同項の経済産業省令で定めるところによらなければならない。
- 5 都道府県知事又は特定市町村の長は、計量法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第1項若しくは第2項の規定を遵守していないため同法第15条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

問7 計量法第18条の使用方法等の制限の対象となる特定計量器として、政令で定められていないものを一つ選べ。

- 1 濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）
- 2 燃料油メーター
- 3 最大需要電力計
- 4 非自動はかり
- 5 水道メーター

問8 計量法第19条の定期検査に関する次の記述の（ア）と（イ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

特定計量器（計量法第16条第1項又は同法第72条第2項の政令で定めるものを除く。）のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び（ア）に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであつて政令で定めるものを取引又は証明における（イ）による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所（事業所がない者にあっては、住所。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。

- | | |
|------|--------|
| (ア) | (イ) |
| 1 器差 | 法定計量単位 |
| 2 器差 | 計量単位 |
| 3 公差 | 計量単位 |
| 4 公差 | 法定計量単位 |
| 5 構造 | 法定計量単位 |

問9 指定定期検査機関に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定定期検査機関の指定の基準の一つとして、法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること、がある。
- 2 指定定期検査機関の指定は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 指定定期検査機関は、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長に、その旨の許可を受けなければならない。
- 4 検査業務に従事する指定定期検査機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 5 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が不正の手段により指定定期検査機関の指定を受けたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

問10 特定計量器の製造及び修理に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 計量法第53条第1項の政令で定める特定計量器（家庭用特定計量器）の輸出をしようとする届出製造事業者は、あらかじめ、当該製造事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 2 特定計量器の修理（経済産業省令で定める軽微な修理を除く。）の事業を行おうとする者は、その事業の届出に際し、計量士の氏名を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 電気計器以外の特定計量器の製造を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、あらかじめ、市町村の長を経由して都道府県知事にその製造の事業の届出をしなければならない。
- 5 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理（経済産業省令で定める軽微な修理を除く。）をしたときは、経済産業省令で定める基準に従つて、当該特定計量器の検査を行わなければならない。

問11 特定計量器の販売及び譲渡等に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 政令で定める特定計量器の販売（輸出のための販売を除く。）の事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、あらかじめ、氏名又は名称等を当該特定計量器の販売をしようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 計量法第57条第1項の政令で定める特定計量器として譲渡等が制限されている特定計量器は、ガラス製体温計、抵抗体温計及びアネロイド型血圧計の三つである。
- 3 都道府県知事は、政令で定める特定計量器の販売の事業を行う者（以下「販売事業者」という。）が経済産業省令で定める事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障が生じていると認めるときは、当該販売事業者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。
- 4 販売事業者は、氏名又は名称に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 販売（輸出のための販売を除く。）の事業の届出が必要となる特定計量器は、非自動はかり（計量法第53条第1項の政令で定める特定計量器（家庭用特定計量器）を除く。）、分銅及びおもりである。

問12 計量法第72条第2項において、構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器に該当しないものを一つ選べ。

- 1 抵抗体温計
- 2 水道メーター
- 3 積算熱量計
- 4 騒音計
- 5 ガラス電極式水素イオン濃度指示計

問13 特定計量器の型式の承認に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、いかなる場合であっても、当該特定計量器が製造技術基準に適合するようにならなければならない。
- 2 届出製造事業者は、計量法第76条第1項の承認を受けようとする型式の特定計量器について、当該特定計量器に関する計量証明事業の登録を受けた者の行う試験を受けることができる。
- 3 届出製造事業者又は届出販売事業者は、その製造又は販売する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。
- 4 承認製造事業者は、当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 特定計量器の輸入の事業を行う者は、その輸入する特定計量器の型式について、計量法第76条第1項の政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

問14 指定製造事業者制度に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定製造事業者がその指定に係る事業場において使用する特定計量器（計量法第16条第1項又は第72条第2項の政令で定めるものを除く。）は、同法第19条第1項に基づく定期検査を受けなくてもよい。
- 2 指定製造事業者の基準適合義務の一つとして、その指定に係る工場又は事業場において、計量法第76条第1項の承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器の器差が同法第71条第1項第2号の経済産業省令で定める検定公差を超えないようにしなければならない、がある。
- 3 指定製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その指定に係る工場又は事業場において製造する計量法第76条第1項の承認に係る型式に属する特定計量器（同法第95条第1項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）について、検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 4 計量法第16条第1項第2号ロの指定の申請は、届出製造事業者又は外国製造事業者が行うことができる。
- 5 指定外国製造事業者の指定を受けようとする外国製造事業者が経済産業大臣に提出する申請書に記載することが必要な事項の一つとして、品質管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）、がある。

問15 基準器検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 基準器検査証印の有効期間は、計量器の種類ごとに経済産業省令で定められている。
- 2 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかった計量器に係る基準器検査成績書の交付を受けているときは、その記載に消印を付する。
- 3 基準器検査とは、検定、定期検査その他計量器の検査であって経済産業省令で定めるものに用いる計量器の検査をいう。
- 4 基準器検査に合格した計量器には、経済産業省令で定めるところにより、基準器検査証印及びその有効期間が付される。
- 5 基準器検査の合格条件の一つとして、その構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること、がある。

問16 計量証明の事業に関する次のア～オの記述のうち、正しいものがいくつあるか、次の1～5の中から一つ選べ。

- ア 計量証明の事業の登録を受けようとする者が申請書に記載しなければならない事項の一つとして、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、がある。
- イ 経済産業大臣は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、計量法第110条第1項の規定による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができる。
- ウ 計量証明事業者は、その計量証明の事業について計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付しなければならない。
- エ 計量証明の事業の登録には、有効期間の定めはない。
- オ 都道府県知事又は特定市町村の長は、計量証明事業者が計量法で定める登録の基準に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。
- 1 0個
2 1個
3 2個
4 3個
5 4個

問17 次に示す計量証明に使用する特定計量器（計量法第16条第1項の政令で定めるものを除く。）と同法第116条第1項の政令で定める計量証明検査を受けるべき期間と計量証明検査を受けることを要しない期間との組合せとして、誤っているものを一つ選べ。

(特定計量器)	(計量証明検査を受けるべき期間)	(計量証明検査を受けることを要しない期間)
1 振動レベル計	3年	6月
2 非自動はかり	3年	1年
3 騒音計	3年	6月
4 皮革面積計	1年	6月
5 濃度計※	3年	6月

※ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮ひょうを除く。

問18 計量法第121条の2の特定計量証明事業に関する次の記述の（ア）と（イ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

特定計量証明事業（計量法第107条第2号に規定する（ア）で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、（イ）に申請して、その事業が同法第121条の2の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

（ア）

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 特定物象量 | その事業所の所在地を管轄する都道府県知事 |
| 2 特定物象量 | 経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者 |
| 3 特定物象量 | 経済産業大臣が指定した者 |
| 4 物象の状態の量 | その事業所の所在地を管轄する都道府県知事 |
| 5 物象の状態の量 | 経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者 |

（イ）

問19 認定特定計量証明事業者に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 認定特定計量証明事業者は、認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行うときは、認定を受けた事業の区分に応じて経済産業大臣が指定した者が行う教習の課程を修了した計量士にその計量証明を実施させなければならない。
- 2 認定特定計量証明事業者の認定は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 認定特定計量証明事業者がその認定に係る事業の全部を譲渡したときは、その事業の全部を譲り受けた者は、その認定特定計量証明事業者の地位を承継する。
- 4 認定特定計量証明事業者がその認定に係る事業を廃止したときは、その認定は効力を失う。
- 5 都道府県知事は、認定特定計量証明事業者が計量証明の事業について不正の行為をしたときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

問20 計量士に関する次のア～オの記述のうち、正しいものがいくつあるか、次の1～5の中から一つ選べ。

- ア 計量士の登録の申請は、住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に行う。
- イ 計量士の登録の申請をしようとする計量士国家試験の合格者は、全ての計量士の区分において、実務の経験がないと登録を受けることができない。
- ウ 経済産業大臣は、計量士が特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。
- エ 計量士でない者であっても、計量士の補助者として計量の実務に従事している場合は、計量士の名称を用いることができる。
- オ 計量士は、都道府県知事が行う検定を代わりに行うことができる。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問21 計量法第122条第2項第2号の計量士の登録を受けて、計量士となることができる者に関する次の記述の（ア）と（イ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

（ア）が行う計量法第166条第1項の教習の課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者であって、（イ）が同法第122条第2項第1号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めた者

- | (ア) | (イ) |
|---------------------|---------|
| 1 経済産業大臣 | 経済産業大臣 |
| 2 国立研究開発法人産業技術総合研究所 | 都道府県知事 |
| 3 国立研究開発法人産業技術総合研究所 | 計量行政審議会 |
| 4 経済産業大臣 | 計量行政審議会 |
| 5 国立研究開発法人産業技術総合研究所 | 経済産業大臣 |

問22 適正計量管理事業所に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定を受けるための申請書に記載することが必要な事項の一つとして、使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、住所及び区分、がある。
- 2 適正計量管理事業所の指定の基準の一つとして、特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること、がある。
- 3 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。
- 4 適正計量管理事業所の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。
- 5 適正計量管理事業所とは、特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものとして指定された事業所のことである。

問23 計量法第134条第1項の特定標準器及び特定標準物質に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

（ア）は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する（イ）又はこれを現示する標準物質を（ウ）するための器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

（ア） （イ） （ウ）

- | | | |
|----------|-----|----|
| 1 指定校正機関 | 標準器 | 校正 |
| 2 指定校正機関 | 計量器 | 校正 |
| 3 経済産業大臣 | 計量器 | 製造 |
| 4 経済産業大臣 | 標準器 | 製造 |
| 5 経済産業大臣 | 標準器 | 校正 |

問24 登録事業者（計量法第143条第1項の登録を受けて計量器の校正等の事業を行う者）に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 登録事業者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器又は標準物質について計量器の校正等を行う者である場合にあっては、その登録事業者は、計量法第144条第1項の証明書を付して計量器又は標準物質を販売し、又は貸し渡すことができる。
- 2 登録事業者でない者が、計量器の校正等に係る証明書に計量法第144条第1項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
- 3 登録事業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 計量法第143条第1項の登録は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 都道府県知事は、登録事業者が不正の手段により計量法第143条第1項の登録を受けたときは、その登録を取り消すことができる。

問25 計量法の雑則及び罰則に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、計量士の事務所に立ち入り、検査させることができるが、特定市町村の長は、その職員に、計量士の事務所に立ち入り、検査させることはできない。
- 2 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯する必要はあるが、関係者に提示する必要はない。
- 3 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、計量士に対し、その業務に関し報告させることができる。
- 4 計量法第123条に基づき、1年以内の期間で計量士の名称の使用の停止を命ぜられた計量士が、その期間中に、当該計量士が所属する法人の業務に関し、この命令に違反して計量士の名称を使用した場合、その法人は罰せられない。
- 5 非法定計量単位を取引又は証明で使用することは、貨物の輸出入取引を含め例外なく禁止されており、違反すると、懲役又は罰金に処せられる。